

とちぎグリーン成長産業創出支援事業 F S 調査 助成金交付要領

（総 則）

第 1 条 とちぎグリーン成長産業創出支援事業実施要領第 4 条に基づき、栃木県が実施する「とちぎグリーン成長産業創出支援事業」における F S 調査助成事業については、この要領の定めるところによるものとする。

（定 義）

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第 2 条第 1 項に定める中小企業者。

(2) 中堅企業

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第 2 条第24項に定める中堅企業者。

(3) みなし大企業、みなし中堅企業

次に掲げる事項のいずれかに該当する中小企業・中堅企業は大企業とみなす（みなし大企業）。また、次に掲げる事項で「大企業」とされている部分が「中堅企業」である場合に該当する中小企業者は、中堅企業者とみなす（みなし中堅企業）。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者等。

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を複数の大企業が所有している中小企業者等。

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者等。

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を（ア）～（ウ）に該当する中小企業者が所有している中小企業者等。

オ （ア）～（ウ）に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等。

(4) F S 調査

カーボンニュートラル社会の実現に資する技術開発のうち、シーズの探索、アイデアの事業性検討や開発シナリオの策定等を行うための事前調査。

（助成の目的）

第 3 条 県内企業等が行う、カーボンニュートラル社会の実現に資する革新的技術の実装や新産業の創出が見込まれる技術開発について、事業化の検討段階である F S 調査を支援することにより、本県産業の持続的発展を図ることを目的とする。

（助成の対象者）

第 4 条 助成対象者は、1 者のみにより事業を行う場合には、県内に事業所を有する中小企業、中堅企業、みなし中堅企業とする。ただし、みなし大企業を除く。

また、県内に事業所を有する企業等が 2 者以上の連携により事業を行う場合には、中小企業を含むこととする。

（助成対象事業）

第5条 助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、県内に事業所を有する企業等が行うF S調査とする。

なお、国による補助金の交付をすでに受けている、若しくは受けることが確定しているもの及び起業・創業、事業承継、第二創業による取組等を除く。

（適用範囲）

第6条 助成対象経費、助成期間、助成限度額、助成率は別表のとおりとする。

（助成金の交付の申請）

第7条 助成金の交付の申請をしようとする者は、助成金交付申請書に必要書類を添えて、知事が定める期日までに提出しなければならない。

（事業の着手時期）

第8条 事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。

（助成金の交付決定）

第9条 知事は、助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、当該申請について助成金の交付を適当と認めたときは、申請した事業者（以下「申請者」という。）に対し、速やかに助成金の交付決定を行うものとする。

2 知事は、前項の交付決定を行うに当たっては、あらかじめ助成事業審査委員会に諮問し、その答申を受けなければならない。

3 知事は、第1項の場合において適正な交付のため必要と認めるときは、助成金の交付申請に係る事項につき、修正を加えて助成金の交付の決定をすることができるものとする。

（採択の基準）

第10条 助成事業は、以下の各号に掲げる採択基準の観点から総合的に評価し、予算の範囲内で採択するものとする。

(1) カーボンニュートラル社会の実現に資する技術開発（システム構築等を含む。）のうち、シーズの探索、アイデアの事業性検討や開発シナリオの策定等を行うための事前調査を行うことにより、今後5年間程度での実用化を目指すものと認められること。

(2) 研究内容が計画的であり、かつ、相当の実現性を有すると認められること。

(3) 研究の実施体制及び管理体制が十分であると認められること。

（助成金の交付条件）

第11条 知事は、助成金の交付決定を行う場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる条件を附するものとする。

(1) 助成事業を行うために締結する契約に関する事項その他助成事業に要する経費の使用方法に関すること。

(2) 助成事業の内容の変更又は助成事業に要する経費の配分の変更（第14条各号に規定する軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。

(3) 助成事業を中止又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

(4) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難になった場合にお

いては、速やかに知事に報告し、指示を受けること。

- (5) 当該助成事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
ただし、自己負担分に対する補助金についてはこの限りではない。

- 2 知事は、前項に定めるもののほか、助成金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することができる。

(助成金の交付決定通知)

- 第12条** 知事は、助成金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容（条件を附した場合にあっては当該条件を含む。）を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第13条** 助成金の交付決定を受けた事業者（以下「助成事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに附された条件に対して不服があるときは、交付決定の日から10日以内に申請の取下げをすることができるものとする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この期間を短縮し、又は延長することができるものとする。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業計画の変更承認等)

- 第14条** 助成事業者が、助成金の交付決定を受けた事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ事業計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に定める軽微な変更該当する場合は、この限りでない。
- (1) 助成事業に要する経費の20%以内の減少となる事業の内容変更
- (2) 助成目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業効率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更
- (3) 助成対象経費の経費区分の相互間において、いずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を附することができるものとする。

(事情変更による交付決定の取消し等)

- 第15条** 知事は、助成金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により、特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができるものとする。ただし、助成事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 知事が、前項の規定により、助成金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 助成事業に要する経費のうち助成金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができない場合
- (3) 前各号に規定する場合のほか、助成事業者が助成事業を遂行することができない場合（助成事業者の責に帰すべき事由による場合を除く。）
- 3 第13条の規定は、第1項の規定による取消し等をした場合について準用する。

(助成事業の遂行)

- 第16条** 助成事業者は、本要領の規定並びに助成金の交付の決定の内容及びこれに附した

条件その他本要領に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。また、助成金の他の用途への使用をしてはならない。

（状況報告）

第17条 助成事業者は、助成事業の遂行の状況に関し、助成事業遂行状況報告書に別に定める書類を添えて、知事に報告しなければならない。

（事業遂行の指示等）

第18条 知事は、助成事業者が提出する報告等により、その者の助成事業が助成金の交付決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該助成事業を遂行すべきことを指示することができるものとする。

2 知事は、助成事業者が前項の指示に違反したときは、その者に対し、当該助成事業の遂行の一時停止を命ずることができるものとする。

3 知事は、前項の規定により、助成事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、助成事業者が当該助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合されるための措置を知事の指定する日までに執らないときは、第24条第1項の規定により、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

（代表者等の変更届）

第19条 助成事業者が、代表者又は所在地を変更したときは、直ちに代表者変更届又は所在地変更届に変更後の登記簿謄本及び定款、関係規約、会則等変更内容を証する書面を添えて、知事に提出しなければならない。

2 助成事業者の合併等により企業等が事業を継承したときは、助成事業者は事業継承届に合併契約書等事業継承を証する書面を添えて、知事に提出しなければならない。

（実績報告及び評価等）

第20条 助成事業者は、交付決定に係る助成事業が完了したとき（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、知事が別に定める期日までに助成事業の成果及びそれに関する評価を記載した実績報告書に必要な書類を添えて、知事に報告しなければならない。

（検査等）

第21条 知事は、前条の規定により助成事業の完了の報告があったとき又は助成事業の一部について検査の請求があったときは、助成事業者に対し、関係職員をして当該助成事業に係る書類、帳簿その他必要な物件の検査を行わせることができる。

2 知事は、助成事業の適正を期すため必要があると認めたときは、関係職員をして助成事業者に対し、その事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者への質問を行わせることができるものとする。

（是正のための措置）

第22条 知事は、助成事業の完了又は廃止に係る助成事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めたときは、当該助成事業につき、これに適合させるための措置を執るべきことを当該助成事業者に指示することができるものとする。

2 第20条の規定は、前項の規定による指示に従って行う措置の完了について準用する。

（助成金の額の確定）

第23条 知事は、助成事業の完了又は廃止に係る助成事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び第21条に規定する検査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第24条 知事は、助成事業者が助成金を他の用途に使用し、又は助成事業に関して助成金の交付決定の内容、これに附した条件その他法令等若しくは本要領に基づく知事の処分に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第12条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

（助成金の交付）

第25条 助成金は、第23条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、概算払により交付することができるものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書を知事に提出するものとする。

（理由の提示）

第26条 知事は、第18条の規定による助成事業の遂行の指示等、第22条の規定による助成事業の是正のための措置又は第24条の規定による助成金の交付決定の取消しを行うときは、当該助成事業者に対してその理由を示さなければならない。

（助成金の返還）

第27条 知事は、助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 知事は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第28条 助成事業者は、第24条第1項の規定による交付決定の取消しにより、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 助成金が、2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により、加算金を納付しなければならない場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。

- 4 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 5 知事は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金及び延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。
- 6 第1項及び第4項の規定に定める加算金及び延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（財産の処分の制限）

- 第29条** 助成事業者は、助成事業により取得した財産（助成事業により取得し、又は効用の増加した財産であつて、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものに限る。以下「取得財産等」という。）について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 助成事業者は、知事が定める期間内に、取得財産等を助成金の交付の目的に反して使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、知事は、当該取得財産等が、知事が定める期間を経過している場合を除き、助成事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができるものとする。
 - 3 助成事業者は、助成事業が完了した後も、助成事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

（助成金の経理及び関係書類等の保存）

- 第30条** 助成事業者は、助成金に係る経理について、収支を明確にした証拠の書類、帳簿等を整備し、かつ、これらの書類等を助成事業が完了した日の属する会計年度の翌年度以降5年間保存しなければならない。

（実施結果の状況報告等）

- 第31条** 助成事業者は、助成事業の終了後3年間、毎事業年度終了後20日以内に当該助成事業に係る過去1年間の研究成果の状況等について、状況等報告書により知事に報告しなければならない。
- 2 助成事業者は、交付申請書に記載した目標の達成状況等、知事が行う調査等に対し協力しなければならない。

（産業財産権等に関する届出）

- 第32条** 助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権等の産業財産権等を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又は産業財産権等を譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、第20条に規定する実績報告書又は前条に規定する状況等報告書にその旨を記載しなければならない。ただし、前条に規定する状況等報告書の報告期間を経過している場合は、状況等報告書に準じた様式で報告するものとする。

（その他）

- 第33条** 知事は、助成事業の円滑かつ適正な運営を行うため、本要領に定める事項のほか必要な事項を定めることができるものとする。

附 則

この要領は、令和 4（2022）年 8 月 30 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 7（2025）年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要領は、令和 9（2027）年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
- 3 この要領の失効前に交付の決定をなされた補助事業については、この要領の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。